

桶川市立小・中学校における働き方改革基本方針

令和6年4月1日～令和8年3月31日

令和6年4月改定

桶川市教育委員会

目 次

1 これまでの経緯と趣旨

2 学校における働き方改革基本方針の基本的な考え方

- (1) 目的
- (2) 本市の状況（令和5年6月と11月勤務状況調査より）
- (3) 目標

3 目標達成に向けた四つの視点と主な取組

- (1) 教職員の負担軽減のための条件整備
- (2) 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減
- (3) 教職員の健康を意識した働き方の推進
- (4) 保護者や地域の理解と連携の促進

4 基本方針のフォローアップ

1 これまでの経緯と趣旨

社会が急激に変化し、未来を予測することが困難なこれからの社会を生きていく子どもたちには、自ら主体的に社会に関わり、多様な人たちとの交流を通じて新たな価値を創造し、自分や社会の未来を切り拓いていく資質や能力を養っていく必要があります。

そのような中、学校が抱える課題は、より複雑化・困難化しているとともに、個別最適な指導の充実、教育課程の求める「主体的・対話的で深い学び」の実践、教職員の視野の拡大と具体策の実施などの役割が拡大し、教職員の長時間労働が課題となっています。

そのため、国では、教職員のこれまでの働き方を見直し、子どもたちに対してより一層効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的として、学校における働き方改革を進め、令和2年1月に文部科学大臣より、「ガイドライン」を法的根拠のある「指針」に格上げする形で「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を定めました。

これを受け、埼玉県において「学校における働き方改革基本方針（令和元年9月策定、令和4年4月改定）」が公表され、働き方改革の方向性が示されるとともに、県及び市町村教育委員会、学校が一体となって取組を推進していくことが示されました。

本市においても県の方針を受け、令和3年4月に「桶川市立小・中学校における働き方改革基本方針（以下、「基本方針」という。）を策定しました。

この度、教職員の働き方をさらに見直し、教職員が健康で充実して働き続けることができるよう、業務改善に取り組み、学校の指導体制の整備を計画的に実行するために、「基本方針」を改定しました。

教育の質をより一層高め、子どもたちにとって学校がより魅力ある場となり、教職員にとって働きやすい場とするためには、教職員を取り巻く環境を見直し、教職員の業務負担を軽減し、時代の変化に合わせて学校現場における業務の在り方を改善していくことが必要です。

各学校や地域の実情を踏まえながら、積み重ねてきた業務について、「教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減」と「教職員の負担軽減のための条件整備」を重点に、子どもたちにとって必要かどうか、また、見直しが適切かどうかを考慮しながら、より効果的・効率的な在り方を見つけ、今後も、教職員の働き方改革を一層推進し、学校教育の質の向上を図ってまいります。

2 学校における働き方改革基本方針の基本的な考え方

(1) 目的

教職員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る。

(2) 本市の状況（令和5年6月と11月勤務状況調査より）

ア 勤務時間を除いた1か月の時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合

（土日を除く）

6月：小学校：46.4% 中学校：59.5%

11月：小学校：16.4% 中学校：39.1%

イ 勤務時間を除いた1か月の時間外在校等時間が80時間を超える教職員の割合

（土日を除く）

6月：小学校：2.1% 中学校：8.1%

11月：小学校：0.0% 中学校：1.8%

(3) 目標

時間外在校等時間が月45時間以内、年360時間以内の教職員数の割合を、令和7年度末までに100%にする。

3 目標達成に向けた四つの視点と主な取組

(1) 教職員の負担軽減のための条件整備

ワークライフバランスの実現に向けて、教職員が個人や家族で過ごす時間や自己研鑽できる時間を確保し、誇りをもって働くことができる環境を整備します。

ア 教職員定数の改善や、加配教員等の充実、管理職をサポートする職の配置等、教職員の負担を軽減できるよう、あらゆる機会を捉えて、県に働き掛けます。

イ 学校におけるICT活用を円滑に進め、個別最適な学びの実現とともに教職員の負担軽減に資する業務の効率化を図るため、ICTを活用した実践事例を収集し、市内で共有を図ります。

ウ 勤務時間外における電話対応時間を削減し、教職員が集中して授業準備や教材研究等に取り組む時間を確保するため、電話受付終了時刻を、今後も継続して設定します。

エ 「休暇案内」や「育児・介護の支援ガイドブック」等を活用し、制度の一層の周知を図るとともに、制度が利用しやすい職場環境づくりを目指します。

(2) 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減

教職員の専門性が求められる業務を精選し、教職員以外の者が担うことができるものについては役割分担を見直すなど、教職員の業務を軽減して、本来あるべ

き教職員の専門性を発揮しやすい環境を整えます。併せて、ＩＣＴの活用を図るなど、学校における業務の改善についてもより一層推進します。

ア 全校で令和４年１０月より導入した統合型校務支援システムを活用し、出席簿や学校日誌、指導要録等の諸表簿の電子化を通して、業務の効率化を図ることとで教職員業務の負担軽減につなげます。

イ 学校の負担軽減の観点から踏まえ、市教育委員会から学校へ依頼する業務を削減するとともに、市教育委員会からの通知及び学校の提出書類の電子化、学校への文書の削減と発出方法の統一化を図ります。

ウ 押印廃止に伴い、現在、紙で保管している公簿等について、電子化できる範囲を検討し、学校の負担軽減を図ります。

エ 会議や研修の見直しを行い、必要性について精査します。内容、回数、開催時期、オンライン会議等の開催方法について効率性の観点から見直しを実施します。効率的な会議運営に努めるため、会議資料の事前配付や終了時刻の設定を徹底していきます。

オ 学校徴収金に関する業務に対し、教材費の口座引落としによる、業務の適正化・効率化を図ります。

カ 教職員に代わって、学習プリントの印刷や授業準備の補助等を行う教育指導補助員を今後も継続して配置し、教職員が児童生徒への指導に注力できるように体制を整備します。

キ 一人一台端末の活用のためのＩＣＴ支援員の配置や、多様化する児童生徒の学びへの対応のための相談員を配置し、教職員の負担軽減を図ります。

ク 学校現場における複雑化、多様化している課題を解決するために、学校教育指導員を市教育委員会に配置し、教職員事故防止をはじめ、指導力向上や資質向上に係る研修の実施、学校運営上の課題解決に向けた管理職への指導助言等を行います。

ケ 市教育委員会や教育事務所による学校訪問について、学校の負担を考慮して過度な対応は必要ない旨や訪問の際の資料等の簡略化等を徹底するように働きかけます。

コ 「桶川市立中学校 部活動方針」に基づき、学校における他の教育活動とのバランスの観点から部活動の在り方を見直し、適正化を図るとともに、部活動の地域移行を進め、顧問業務に従事する教職員の負担軽減を図ります。

サ 学校の力だけでは解決が困難な事象について、問題の早期解決や未然防止の観点から、県のスクールロイヤー制度や市の法律相談の活用を図ります。

(3) 教職員の健康を意識した働き方の推進

教職員一人一人が、勤務時間を意識した働き方ができるように、教職員の在校時間を適切に把握するとともに、働き方の見直しに向けた意識改革を推進します。

- ア 統合型校務支援システムを活用して教職員の在校時間を客観的に把握することで、教職員の健康管理を行います。
- イ 教職員が休暇を取得しやすい状況を生み出すため、教職員に対する休暇制度の啓発を行うとともに、長期休業時等に学校閉庁日を設けて、休暇を取得しやすい環境を整備します。
- ウ 全教職員を対象としたストレスチェックを実施し、長時間勤務や高ストレスの教職員に対して、医師による面接指導を勧奨するとともに、その結果に基づいて環境整備や負担軽減を図るなど適切な措置を講じます。

(4) 保護者や地域の理解と連携の促進

教職員の働き方改革の推進に向けて、保護者や地域住民に対する教職員の負担軽減に係る理解促進を図ります。

- ア 令和3年度から、全小・中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとしています。学校・地域・保護者との組織的な連携と協働体制を構築することにより、地域全体で学校教育を支援し、学校教育活動の充実を図っていきます。
- イ 電話受付終了時刻や学校閉庁日の周知等、保護者や地域住民に対する教職員の負担軽減に係る理解促進を図ります。

4 基本方針のフォローアップ

- (1) 統合型校務支援システムを活用して、客観的に在校時間を把握し、各学校での教職員の健康管理に活用します。
- (2) 他市町との情報交換や取組例の把握・検討、学校での取組例を紹介し、働き方改革を推進します。
- (3) 学校運営研究委員会における桶川市負担軽減小委員会等からの意見聴取を踏まえ、評価・改善を行います。
- (4) 基本方針については、今後も国や県の動向及び桶川市の取組状況等を踏まえて、見直しを図っていくものとします。

改定履歴

	日付	策定・改定理由及び主な改定箇所
策定	令和３年４月	策定理由 令和元年９月埼玉県「学校における働き方改革基本方針」策定を受け、本市においても「基本方針」を策定。
改定	令和６年４月	改定理由 前「基本方針」の期間終了に伴う改定 主な改定箇所 「学校における働き方改革基本方針の基本的な考え方」 「目標達成に向けた四つの視点と主な取組」 「基本方針のフォローアップ」